

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

村上建設工業（株）  
宮城県仙台市若林区若林7-2-8

2. 指名停止措置期間

令和4年5月11日から令和4年6月10日まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

村上建設工業（株）の取締役は、同社が入場していた石巻市鮎川浜南地内の工事現場で、令和3年2月23日、同社の作業員が地上から約3.5m突出していたマンホール最上部から降りる際に使用した脚立が折れて墜落して負傷し休業4日以上を要したのに、同市築山四丁目に所在する同社の資材置場で負傷した旨の虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を同年3月3日に提出したとして、令和3年12月9日に石巻簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（不正又は不誠実な行為）第16号に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為)	
16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

問い合わせ先  
東北森林管理局  
秋田県秋田市中通5-9-16  
総務企画部 経理課長 柏木健悦 電話 018-836-2070